

文教生活常任委員会資料
令和 2 年(2020 年)10 月 30 日
管理部 職員課

不祥事事案について

1 逆瀬台小学校教員の逮捕について

(1) 概要

令和 2 年(2020 年)10 月 2 日(金)、市立逆瀬台小学校に勤務する教員が住居侵入の疑いで宝塚警察署に逮捕されました。

宝塚警察署によると、当該教員は、正当な理由なく、令和 2 年 8 月 19 日午前 9 時 25 分頃、被害者宅に侵入したことによるものです。

10 月 22 日(木)に起訴され、今後、公判が開かれる予定です。

(2) 当該教員

氏名	鈴木 直行 (すずき なおゆき)
年齢	57 歳 (昭和 38 年 4 月 6 日生)
職名	主幹教諭
所属	宝塚市立逆瀬台小学校 (3 年 1 組担任)
経歴	平成 2 年(1990 年)4 月 15 日 公立学校教諭に採用 養護学校に配置 平成 14 年(2002 年)4 月 1 日 中山桜台小学校に配置換 平成 21 年(2009 年)4 月 1 日 未成小学校に配置換 平成 28 年(2016 年)4 月 1 日 逆瀬台小学校に配置換 平成 30 年(2018 年)4 月 1 日 主幹教諭に補する

(3) 事件発生当日 (8 月 19 日) の当該教員の動き

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う臨時休業の影響を受け、夏季休業期間を短縮したことにより、8 月 18 日(火)から登校日としていました。事件が発生した日は登校日の 2 日目でした。

8 時 15 分	逆瀬台小学校に出勤
8 時 15 分～8 時 50 分	当該教員から校長に対して、9 時 40 分までの 1 時間の年休取得を申請し、校長は許可する。 ※当該教員が担任する 3 年 1 組の 1 時間目は音楽で専科の教員による授業
8 時 55 分頃	当該教員は逆瀬台小学校を出る
9 時 25 分頃	当該教員が被害者宅に侵入 (警察発表)
9 時 40 分から	2 時間目の授業 (社会科) が始まる ※この時間、校長は他の教室で指導に当たっていたため、当該教員が学校に戻った時間は確認できず。

(4) 経過

- 8月 19日(水) 事犯発生
- 10月 2日(金) 逮捕
- 10月 5日(月) 教頭を3年1組の仮担任とする
- 10月 11日(日) 逆瀬台小学校体育館にて保護者説明会を開催 (詳細は下記参照)
- 10月 12日(月) システム担当の教員を3年1組の担任とする
- 10月 22日(木) 起訴 (今後、公判予定)
- 10月 28日(水) 当該教員の代理人弁護士と協議
- 10月 29日(木) 当該教員保釈
- 10月 30日(金) 起訴休職辞令発令 (県教育委員会による)

(5) 保護者説明会における保護者からの意見・要望等

- 日時 10月 11日(日)午前 10時 00時から (11時 10分終了)
場所 逆瀬台小学校 体育館
出席 逆瀬台小学校長 (高木)、教育委員会事務局管理部管理室 (高田)
進行 逆瀬台小学校教頭 (大橋)
参加 保護者 (67人)
記録 ①校長謝罪
②今後の学校運営について (3年1組の担任について)
③意見・要望
 - (ア) 逮捕後、1週間以上が経過して説明会が開かれた。遅すぎるのでは?
 - (イ) 勤務時間中の犯行なのか。服務監督は徹底できていたのか?
 - (ウ) 2時間目の授業に間に合っているのか?
 - (エ) 授業中にイヤホンを付けていたり、煙草の臭いがすることがあった。
 - (オ) 学校内で煙草を吸っていることなどは、学校に伝えてきたが、何ら解決していない。服務監督が不十分。責任の所在をはっきりさせるべき。
 - (カ) 当該教諭は、子どもに威圧的な言動があったほか、自習も多かったと聞いている。学級担任には相応しくないので、戻ってこないでほしい。
 - (キ) 子ども達にゴルフを教えていると聞いたことがある。非営利だと聞いているが、入会金が発生すると聞いたことがあるが兼業にはならないのか?
 - (ク) 逮捕の件は、いつ、子ども達に説明するのか?

(6) 今回の事件を受けて

- ① 10月 13日に臨時校長会を開催し、服務規律の徹底を周知
- ② 10月 13日に全教職員に注意喚起の文書通知

(7) 今後の対応

- ① 10月 30日以降、当該教員から速やかに当該逮捕案件と兼業について聴き取り調査を行い、県教育委員会に処分を求める。
- ② 服務監督を徹底 (年次有給休暇の取得開始及び終期時間の記載と確認の徹底)
- ③ 学校において、処分歴等のある教職員の履歴 (懲戒処分未満の処分歴を含める) の引き継ぎを徹底

2 長尾中学校柔道部顧問における体罰事件について

(1) 概要

9月25日(金)16時30分頃、市立長尾中学校武道場で柔道部の活動中、同部顧問(教諭)から2人の同部員(当時)(以下「被害生徒A及びB」という。)に対する体罰事案が発生しました。

この前日、同部OBから差し入れのあった冷菓を、この被害生徒A及びBが食べ、その事実確認のため、9月25日(金)16時15分頃、顧問と副顧問がそれぞれ聴き取り調査を行いました。

この聴き取り調査により、被害生徒A及びBは冷菓を食べたことを認め、謝罪したにも関わらず、顧問は、被害生徒A及びBに柔道の練習と称して、入部間もない被害生徒Aに対して投げ技と寝技を繰り返し行い、途中で失神するも、覚醒後、引き続き投げ技を繰り返し行った。また、仮入部であった被害生徒Bに対しても寝技を繰り返し行い、それぞれ一方的に体罰を行ったものです。

このとき、副顧問もその場にいましたが、顧問の怒り具合に恐ろしさを感じ、止めに入ることも出来ずに傍観していました。

この結果、10月12日(月)に顧問は傷害の容疑で宝塚警察署に逮捕されました。

(2) 関係教職員

① 柔道部顧問(加害教員)

氏名	上野 宝博 (うえの たかひろ)
年齢	50歳(昭和45年9月22日生)
職名	教諭
所属	宝塚市立長尾中学校 2年生学年付 数学科 柔道部顧問(柔道三段)
経歴	平成17年(2005年)9月7日 県非常勤職員として西谷中学校に勤務 平成18年(2006年)4月4日 公立学校臨時講師として宝梅中学校に勤務 平成19年(2007年)1月9日 公立学校臨時講師として光ガ丘中学校に勤務 平成19年(2007年)4月2日 公立学校臨時講師として宝塚第一中学校に勤務 平成20年(2008年)4月2日 公立学校臨時講師として宝塚中学校に勤務 平成21年(2009年)4月1日 公立学校教諭に採用 宝塚中学校に配置 平成23年(2011年)10月23日 懲戒処分 減給月額10分の1を3カ月間 平成28年(2016年)4月1日 長尾中学校に配置換

② 柔道部副顧問

性別	男
年齢	40歳代
職名	教諭
所属	宝塚市立長尾中学校 特別支援学級担任 柔道部副顧問(柔道経験無)

(3) 顧問の体罰に係る処分歴

① 訓告

(ア) 処分日

平成 25 年(2013 年)2 月 26 日

(イ) 事案発生日及び事案の概要

(a) 平成 23 年(2011 年)7 月 21 日

中体連阪神大会会場にて、柔道の団体戦の敗退後の反省会時、対戦相手に對して暴言を吐いた部員に対して平手打ちを行った。被害生徒に怪我はなし。

(b) 平成 24 年(2012 年)11 月 26 日

学校でタバコを吸った生徒の事情聴取中、その生徒の態度が不真面目であったため、前頭部を 1 回殴り、胸倉を掴んで押し倒したところ、足で顔を 1 回押し、つま先で顔面鼻付近を 1 回蹴った。被害生徒は口内裂傷等の怪我を負う。

② 懲戒 (減給 10 分の 1 (3 カ月))

(ア) 処分日

平成 25 年(2013 年)10 月 23 日

(イ) 事案発生日及び事案の概要

平成 25 年(2013 年)6 月 4 日

理科室での生徒指導中、外から中を覗いている生徒に注意したところ、「分かりませんでした」と答えたこの生徒に激高して、この生徒の顔に頭突きをし、鼻骨骨折の怪我を負わせた。

(4) 関係生徒

① 被害生徒A

年齢 12 歳 (男)

所属 宝塚市立長尾中学校 1 年生 柔道部 (現在は退部)

負傷の状況 多発性挫傷 (9 月 25 日受診 : 全治 5 日間の見込み)、第七胸椎圧迫骨折 (10 月 1 日受診 : 全治 3 カ月の見込み)

② 被害生徒B

年齢 13 歳 (男)

所属 宝塚市立長尾中学校 1 年生 柔道部 (当時は仮入部、現在は退部)

負傷の状況 頸部筋挫傷、腰部挫傷、右肩挫傷、左肩挫傷、左下腿挫傷 (9 月 28 日受診 : 全治 7 日間の見込み)

(5) 経過

① 9 月 24 日(木) 部活動終了後

顧問が武道場の戸締りの確認をしていたところ、同部OB から差し入れのあった冷菓 (アイスキャンディー) が減っていることに気づいた。

② 9 月 25 日(金) 16 時 00 分頃以降

(ア) 部員への聴き取り

顧問と副顧問により柔道部員への聴き取りを実施するも誰も名乗り出る者がいなかったが、昨日、被害生徒Aと被害生徒Bが遅くまで武道場に残っていたことの情報を得た。

(イ) 被害生徒A及び被害生徒Bへの聴き取り

顧問は被害生徒A、副顧問は被害生徒Bにそれぞれ2カ所に分かれて聴き取り調査を行った。

被害生徒Aは冷菓を食べたことを認めたが、被害生徒Bは否定していた。

(ウ) 被害生徒Aへの行為

顧問は、被害生徒Aを相手に練習と称して一方的に投げ技と寝技を10回以上繰り返した。その後、被害生徒Aに締め技を行ったところ、失神させてしまい、覚醒させるため被害生徒Aの頬に平手打ちを行った。

その平手打ちで覚醒した被害生徒Aは、武道場から逃げ出そうとしたが、顧問が追いかけて被害生徒Aを捕まえ、再び投げ技を繰り返した。その後、被害生徒Aは武道場を出て行った。

(エ) 被害生徒Bへの行為

被害生徒Aが武道場から出て行った後、顧問は被害生徒Bに対して3分以上袈裟固めなどの寝技を繰り返した。

(オ) 副顧問の傍観

被害生徒Bへの聴き取り調査の途中、武道場から顧問の怒鳴り声が聞こえてきたので、副顧問は、被害生徒Bを連れて武道場に入った。

その時、既に顧問が被害生徒Aに投げ技や寝技を繰り替えしており、目の前で行われている顧問の体罰を止めることも、他の教職員を呼びにいくなどの措置を講じることなく、傍観していた。

(カ) 被害生徒Bによる部員への謝罪

17時頃に練習を終え、部員を集めたミーティングで被害生徒Bから他の部員に謝罪した。

(キ) 被害生徒Aの捜索

副顧問が武道場周辺で被害生徒Aを探していたが見当たらなかったため、顧問と一緒に職員室に戻り、職員室に残っていた他の教職員に被害生徒Aの捜索を依頼した。

(ク) 担任により被害生徒Aの保護者へ架電

17時15分頃、被害生徒Aの担任が自宅に電話をかけたところ、母が電話に出て、被害生徒Aが震えて怯えており、頬も腫れているので、何があったのかと説明を求められた。顧問からは、ただ、強い指導としか聞いていなかったため、これに答えることが出来ずに、一度、電話を切って確認することとした。

(カ) 被害生徒Aの父からの電話

17時30分頃に被害生徒Aの父から学校に電話で息子が暴力を受けたと抗議があり、この日、学校から家庭訪問することとした。

(コ) 担任により被害生徒Bの保護者へ架電

被害生徒Bの保護者には、担任から電話でアイスの件で指導するため、強い指導を行ったと報告した。

(サ) 教頭による顧問への聴き取り

校長は教育総合センターでの会議に出席するため、学校を留守にしていた。そのため、教頭が顧問から聴き取りを行った。

顧問からは「被害生徒A、被害生徒Bに対して、アイスの件で指導した。普段よりも厳しい練習をした。」などの説明を受けた。

(シ) 校長による顧問、副顧問への聴き取り

18時20分頃に帰校した校長は、教頭から顧問への聴き取りについて報告を受け、その後、校長が顧問と副顧問から個別に報告を受けたところ、いつもよりきつい練習をしたという報告にとどまり、副顧問からも、いつもより厳しい練習であったとの報告を受けた。

(ス) 校長から教育委員会への一報

19時30分頃、校長から教育委員会に「行き過ぎた指導が発生した可能性がある」と報告した。教育委員会は、家庭訪問の様子を報告するよう指示した。

(セ) 被害生徒A宅への家庭訪問

20時、教頭、顧問、担任の3人で被害生徒A宅へ家庭訪問。保護者からの指摘で体罰と認めて謝罪した。

③ 9月26日(土)

(ア) 中体連柔道大会への参加

この日は、長尾中学校で中体連の柔道大会が開催されたが、校長は、顧問が大会の主たる世話役であり、欠席すると他の学校に迷惑をかけることになることから、顧問には大会に参加させた。副顧問と被害生徒A、被害生徒Bは欠席した。

(イ) 被害生徒A宅への家庭訪問

担任と学年代表の2人で被害生徒A宅へ家庭訪問を実施。保護者は、校長も入れて29日(火)に再度、事態を整理したいとの申し入れを受け了解する。

④ 9月28日(月)

(ア) 被害生徒Bの父より学校に電話あり

被害生徒Bの父から学校に電話があり、25日の体罰について、学校から詳しい報告がなく、家庭訪問もないとの抗議を受ける。

この日の夕刻、学校で校長、教頭、顧問、副顧問、担任と保護者で面談を行い、

事情を説明し謝罪した。

(イ) 校長から教育委員会に報告

校長から教育委員会に対して、本事件を体罰事案として報告した。

(ウ) 市教育委員会から県教育委員会へ速報

校長から報告を受けた市教育委員会は、市教育委員会内で情報を共有するとともに、県教育委員会へ報告（速報）した。

(エ) 関係職員からの顛末書と校長からの報告書の提出

市教育委員会は、校長に対して、顧問及び副顧問からの顛末書と校長からの報告書の提出を求めた。

(オ) 顧問、副顧問の解任

体罰事案を受け、顧問と副顧問を解任し、仮顧問を校長、教頭とした。

⑤ 9月29日(火)

(ア) 顧問、副顧問による部員への謝罪

16時過ぎ、部員の前で顧問と副顧問が体罰について謝罪した。

(イ) 被害生徒Aの保護者との面談

18時30分頃、被害生徒Aの保護者が来校。校長、教頭、顧問、副顧問で対応。

保護者から多発性挫傷の診断書（全治5日間の見込み）の提示を受けると同時に顧問の年度途中での異動の要望を受ける。顧問をしばらくの間、自宅謹慎させることで了解を得た。

⑥ 9月30日(水)

(ア) 柔道部員からの聞き取り調査

13時過ぎから、校長、教頭により、柔道部員の聞き取り調査を行う。

(イ) 臨時に中学校長会を開催

17時30分から臨時に中学校長会を開催し、文書及び口頭で当該事案の報告と体罰防止の注意喚起を行った。

⑦ 10月1日(木)

顧問の及び副顧問の事情聴取の実施

教育委員会により、18時から順次、顧問、副顧問の事情聴取を実施する。

⑧ 10月2日(金)

(ア) 被害生徒Aの第七胸椎圧迫骨折が判明

被害生徒Aが別の医療機関を受診し、第七胸椎圧迫骨折（全治3ヶ月の見込み）と診断を受ける。

(イ) 教育委員会による被害生徒A及びBの保護者への謝罪

18時頃、教育委員会により、被害生徒A宅に家庭訪問を行い、被害生徒A及びBの保護者に謝罪した。

⑨ 10月3日(土)

柔道部保護者説明会の開催

15時から柔道部の保護者対象とした説明会を開催する。14人の参加あり。

⑩ 10月6日(火)

県教育委員会へ処分に係る報告書提出

市教育委員会から県教育委員会に対して、当該事案の処分に係る報告書を提出する。

⑪ 10月12日(月)

(ア) 全体の保護者説明会を開催

19時から保護者説明会を開催。出席者数は114人。

(イ) 教育長と両保護者の面談

保護者説明会終了後、被害生徒A及びBの保護者と面談し、謝罪するとともに、今後の対応について打ち合わせを行った。

(ウ) 宝塚警察署による任意同行、その後逮捕

保護者説明会終了後、宝塚警察署に任意同行され、20時55分、傷害の容疑で逮捕された。

⑫ 10月13日

(ア) 市議会への報告

当該事件について、市議会に報告した。

(イ) 記者会見の実施

顧問の逮捕を受けて、記者会見を開き、事件の詳細について説明した。

(ウ) 臨時で小・中・特支学校の校長会を開催

18時から臨時で小・中・特支学校の校長会を開催し、2人の職員逮捕事案の報告を行い、注意喚起を徹底した。

(エ) 全教職員に注意喚起の文書通知

(6) 保護者説明会における保護者からの意見・要望等

① 柔道部保護者会

日時 10月3日(日)午後3時00時から(午後4時10分終了)

場所 長尾中学校 会議室

出席 長尾中学校長(田中)、同校教頭(辻本) 同校柔道部顧問及び副顧問

管理室長（高田）、学校教育課副課長（辻）、同課係長（片上）

参加 保護者（14人）

記録 ①校長、顧問及び副顧問からの謝罪

②意見・要望

- (ア) 今回で処分は4回目ですか？常習性があるのではないか？
- (イ) 学校外であれば、これは犯罪である。副顧問も止めることが出来なかつたほど。子どもは、もっと怖かったと思う。
- (ウ) 親は学校を信じて行かせている。前にも体罰があったと説明があったが、そんな先生が、なぜ、今も指導を続けているのか？
- (エ) 本当は全校保護者会が必要だと思う。
- (オ) アイスクリームが子どもの手の届くところに置いてあったこと自体、どうかと思う。
- (カ) 自分をコントロールできない人が、まだ教師を続けるのか？
- (キ) 今後、処分等はどうなるのか？
- (ク) 顧問は、今後も柔道部の指導を続けようと思うのか？

② 全体保護者会

日時 10月12日(月)午後7時00時から(午後8時10分終了)

場所 長尾中学校 体育館

出席 長尾中学校長(田中)、長尾中学校柔道部顧問及び副顧問
教育委員会理事(上江洲)、学校教育部長(橋) 管理室長(高田)

進行 長尾中学校教頭(辻本)

参加 保護者(114人)

記録 ①校長、顧問、副顧問及び市教育委員会からの謝罪

②意見・要望

- (ア) 過去に処分されている教員をなぜ柔道部の顧問にしたのか？
- (イ) 顧問及び副顧問の処分は？
- (ウ) なぜ、過去に処分歴のある教員を雇用し続けているか？
- (エ) なぜ、副顧問は止めに入らなかったのか？
- (オ) 顧問の教諭は、まだ教員を続けるのか？
- (カ) 顧問は、どんな気持ちで体罰をしていたのか？その時の思いは？
- (キ) これは暴行罪ではないか？
- (ク) 他の部活動で同じような案件はないのか？
- (ケ) 保護者からの通報で発覚したのか？
- (コ) なぜ、副顧問はすぐに校長に報告しなかったのか？
- (サ) 感情のコントロールが出来ないのに、顧問を続けさせたのか？
- (シ) 今後の子ども達のケアは？

(7) 今回の事件を受けて

- ① 9月30日に臨時で中学校の校長会を開催し、体罰根絶に向けた取組の強化を指示。
- ② 10月13日に臨時校長会において体罰の根絶に向けた取組の強化と服務規律の徹底を周知する。
- ③ 10月13日に全教職員に注意喚起の文書通知

(8) 今後の対応

- ① 既に事情聴取は終えていることから、県教育委員会への処分に係る報告書は提出済み。今後、県教育委員会が処分を行う。
- ② 児童生徒を対象とした「体罰または暴言に関するアンケート調査」を実施する。
- ③ 県教育委員会の通知に基づき、部活動での体罰により処分を受けた教職員には、以後、部活動の顧問はさせない。
- ④ 事案発生直後の管理職による聞き取り調査を徹底する。(正確な事実確認の徹底)
- ⑤ 学校において、処分歴のある教職員の履歴(懲戒処分未満の処分歴を含める)の引き継ぎを徹底する。